

## イギリス遊学記

小長井 賀與（コミュニティ政策学科教員）

### 1 はじめに

昨年度は1年間研究休暇をいただき、ケンブリッジ大学犯罪学研究所に訪問研究員（Visiting Scholar）として在籍し、イギリスの法制度や刑事司法について学んだ。実態は在外研究とか留学とかいった高尚なものでなく、初老の一研究者が学生に戻り、教室の末席を汚したという程度のものである。目に見える成果は何もないが、自分の中で何かが変わったと思いたい。語学力や法学的知識の制約からどれ位学びを咀嚼できたか心許ないが、知的刺激のシャワーを幸せに思う日々であった。そして、もう10年早くここに居たかったと悔やまれた。

私は、8年半前に法務省の職員から立教大学に転出した。それから研究休暇に入る前の7年間は、自分なりの「司法福祉」論を紡ぐことに努めた。社会政策や「コミュニティ福祉学」を学んで、それを刑事司法での実務経験に繋げて、「司法福祉」とは何かを考え続けた。うち終盤の2年間は当学部の森本佳樹教授のDゼミに参加させていただき、そこでの議論を聴いて学位論文作成の基礎を学んだ。教授や院生から、論文構成上の助言もいただいた。そして、7年間の学びを吐き出す形で博士論文を執筆し、2013年2月末に何とか社会学の学位を取得した。

しかし、大学院での地道な学問的訓練を経ていない私が研究を更に先に進めるには、学問的基盤を強化しなければならないと痛感した。そこで、研究休暇をもらえたら、ぜひイギリスの大学で学びたいと考えた。それも、私の専門である「司法福祉、刑事政策、犯罪社会学」といった応用領域ではなく、これらの基盤にある社会の成り立ちを扱う基礎理論を学びたいと思った。

### 2 研究テーマ

博士論文では、犯罪者の改善更生の在り方と社会への再統合を司法福祉の観点から考察した。犯罪者処遇を理論的に考察するには、「行為者の責任」は避けて通れない事項である。犯罪を行うことの意味自由を前提に行行為者に責任が生じ、国家によって、犯罪行為の悪質さと責任非難の程度に応じて、刑罰が科される。これが応報的刑罰論の基本的な考え方である。国家は罪を犯した者に刑罰を科す

ことで、規範レベルで法的平和を回復しようとする。

しかし、生身の犯罪者を見ると、大半は「子どもの貧困」や「社会的排除」を経験した社会的弱者でもある。多くは児童虐待の被害者でもある。つまり、犯罪者が違法な行為でしか自己表現や欲求充足ができなかった背景には過酷な生育環境、権利や社会的機会の剥奪がある。そして、社会や国家は犯罪者の社会的排除を放置してきた。だとすると、犯罪を巡って「国家や社会の責任」をどう考えるべきか、社会正義をどう打ち立てるべきかは、「犯罪者の責任」と並んで、犯罪者の再統合には重要な論点である。博士論文では犯罪者の責任までしか考察できなかったが、在外研究では、時間的な余裕のある中で国家の責任についてじっくりと考えてみたいと思った。

欧州では日本以上に、犯罪者は社会的剥奪と明確に結びついている。例えば、犯罪者中の少数民族や移民の比率が全人口での比率よりもかなり高い。つまり、犯罪は単なる刑事問題ではなく社会問題なのである。そのため、犯罪抑止には、適正な刑罰とともに、犯罪者に対する社会政策や地域福祉による社会的包摂が欠かせない。実際、欧州では1990年代終盤から社会的排除論に依拠して、刑事政策を社会政策や地域福祉に繋げて継続的・一貫的なケアを行うことで、犯罪者を社会に再統合する施策が行われてきた。一例として、EUの社会基金（Social Fund）を用いての就労支援は、欧州各国で元犯罪者にも適用されている。イギリスでも、労働党は1997年にマニフェストの中で“Tough on Crime, and Tough on Causes of Crime”と謳い、元犯罪者に対する社会的包摂施策の道筋を付けた。日本でも近年は、高齢犯罪者や触法障害者を中心に同様のアプローチが取られている。正に司法福祉が政策となっている。

そんな趨勢にあるからこそ、刑事政策を考えるには、（中央及び地方）政府の責任を押さえておかなければならない。犯罪抑止や社会的排除の解決は本来政府の責務であるのに、安易な「小さな政府 limited Government、大きな社会 Big Society」構想<sup>1</sup>で、国家の担うべき責務をコミュニティに丸投げしてはならないと考えた。

ただし、研究休暇に入るまで時間的・精神的余裕がなく、研究テーマを明確に固められず、「国家の責任」に関する漠然とした問題意識だけをもって渡英した。

<sup>1</sup> 2010年5月からのDavid Cameron率いる英国の連合政権の政策の方向性。より多くの権限を地方政府、市民組織などに与えて、貧困や失業など英国が抱える社会的課題に対応していく社会をいう（Cabinet Office, Building the Big Society, 18 May 2010参照）。緊縮財政下の政策なので、政府の責務があいまいになり、社会問題の解決を社会に丸投げする危うさを内在させていると思われる

### 3 滞在先での勉学環境

研究休暇中に在籍したケンブリッジ大学犯罪学研究所は、刑事政策の評価研究等でイギリス法務省と連繋している。私は実務家時代の縁で同省の職員と交流があったので、その方に仲介していただき、ケンブリッジの犯罪学研究所に訪問研究員として在籍できることになった。

ケンブリッジ大学は日本の大学とは異なる構成をしている。大学は31のカレッジ、150の学部・研究所等から成る複合体である。全ての学生と大半の教員はいずれかのカレッジに所属している。カレッジはごく導入的な基礎教育や人間教育を行う学寮であり、専門教育や研究はすべて学部や研究所で行われている。学生は、学寮だけでなく、いずれかの学部か研究所に所属している。学生は学寮で起居し、学部や研究所に通学して授業やゼミに参加する。法学の専門教育を行うのは法学部である。

私が在籍したケンブリッジ大学犯罪学研究所は、犯罪学の量的調査では世界のメッカの一つとされている。しかし、私は犯罪を巡る責任論に関心があったので、研究所で定期的開催されるセミナーに参加しつつ、法学部でもぜひ学んでみたいと思った。通常、犯罪学研究所の訪問研究員は、その文献、情報、人的資源を活用して、それまでの自分の研究を発展させた論文を数本書き上げているようだったが、私はむしろ今までの自分を白紙に戻し、学問基盤を少しでも整え、知的枠組みを広げたいと思った。だから、論文を書くことは目標ではなかった。

もっとも以前から刑事司法関連の原稿をいくつか受注していたので、同じ書くならイギリスに引き付けて書こうと思って、イギリスの刑事政策の動向、性犯罪に対する法的対応、修復的司法に関する原稿を執筆した。これらは副産物である。

私は研究の基盤を固めるために、犯罪学研究所の親元組織である法学部で公法系の授業を聴講したいと願った。社会の成り立ちや統治の在り方を学ぶことで、犯罪を巡る国家や社会の責任について考察してみたいと思ったのである。法学部や犯罪学研究所の訪問研究員は、制度上は授業聴講を許されていない。しかし、法学部の教務担当者は、担当教員が許可すれば聴講を妨げないと言うので、教授陣にメールを送り、私の専門、研究上の関心を書いて聴講の許可を求めた。そして幸いなことに、ほぼ全員から即座に快諾していただけた。こうして、憲法的法律<sup>2</sup>、法理学、人権法、家族法、刑法総論、刑事司法の学部や大学院の授業を聴講できることになった。

### 4 ケンブリッジでの住まい

私は長女と渡英し、ケンブリッジ市内の外れに4軒長屋の内の1軒を借りて住

んだ。大学の紹介による。家主は中国人の元留学生夫妻で、現在は上海に戻り、夫は大学教授、妻は国際金融機関の職員をしている。家主からは時々メールで事務連絡や安否確認があった。無駄のない筋の通った対応や格調高い美しい英語に、高い知性と人間的な大きさが感じられた。しかし、不在家主であることから、家の維持や生活の些事を巡って自分で現地の業者と交渉しなければならなかった。不在家主であるために、家のメンテナンスも十分でなかったのである。

言語と慣習に通じていないので、現地の業者との交渉は大きな負担とストレスになった。しかし、今から思えば現地の様々な職種の人々や社会のしきりに触れる貴重な経験であった。これについて後述したい。

長女は11ヶ月間で帰国したので、最後の1ヶ月は借家を引き払い、ケンブリッジ大学のSelwyn Collegeに滞在させていただいた。これは、法学部の教授が自分の研究仲間として私をカレッジに推薦してくださって、実現した。教授は刑事訴訟法の大家で、恐れ多くて到底同僚と言えるような関係にはなかったが、ご息女がかつて大阪で語学助手をされたことから、日本人は誰でも支援されていた。学寮の客としての短期の滞在であったが、日々の食事やチャペルの宗教行事に参加して学生生活の一端を垣間みることができた。

Selwyn Collegeは法学部の側に位置し、キングスやトリニティといった有力カレッジのように観光客に開放されていない。ケンブリッジの中では中規模で地味な学寮である。それでも小振りの庭がとてもチャーミングで、四季折々に表情を変える庭を散歩し小鳥のさえずりを聞くと、異国での孤独を忘れ癒された。

## 5 学んだ事

さて、何を学べたか。知識や知見を体系的に修得できたわけでない。それでも、犯罪を巡る国家の責任について、さらに、その前提となる社会の統治の基本的なかたちについて、何かのものを学んだと思いたい。受講した授業のうちでは憲法的法律、法理学、人権法（特に欧州人権条約、European Convention on Human Right）、刑法総論が特に印象深かった。ただし、未だこの学びを十分に消化できず、だから自分の理論に活かし切れていないので、本稿では断片的にいくつかの学びを示すことしかできない。ご容赦願いたい。

### (1) ケンブリッジ大学法学部の授業

ケンブリッジ大学は世界屈指の名門校であるが、どちらかといえば理系に強い大学である。一方、社会科学系にも優れているが、イギリス国内には他にも評価

<sup>2</sup> イギリスには成文憲法がないので、憲法的事項を扱う授業のタイトルはConstitutional Law（憲法的法律）である

の高い大学がいくつもある。正直に言って、法学部で聴講した授業のすべてに感銘を受けたわけではない。しかし、憲法的法律をはじめいくつかの授業の水準は、信じられない程の高みにあった。超絶の知性と学識をもった教員達が十二分に準備して、全身全霊を込めて真剣に講義されていた。講義される姿は息をのむほど美しく、それに触れて頭も心も揺さぶれた。才能のある者程自分の務めに真摯だと感動したが、逆に真摯に務めを果たすから才能が育ったのかもしれない。

学部の授業は60分である。大変密度の濃い授業なので、それ以上は教える側も聴く側も集中力がもたないのであろう。そして、同じ科目が週に2～3回実施される。短い授業を何度も反復した方が、感銘力があると思った。

また、一つの授業を教授と専任講師1～2名で分担されていた。共同担当者間には学問的立場の共通性と相互の敬意がそこはかたなく感じられた。やはり学問というのは、価値から自由ではないと思った。また、学問的志向性が繋がった教員が集まってこそ、学部の個性ができるのかもしれない。

レジュメ等授業の資料はネット上で配信されているので、8割方の学生は事前にダウンロードして、パソコンを授業に持ち込んでいた。そして、授業ではそのファイルに教員の発言を付記していた。学生は集中して聴き、私語は皆無であった。教員と学生の真剣勝負と言っていいかもしれない。

教員の話す英語は明瞭で、テンポもゆったりとしていた。講義を筆記する学生の便宜を図ったものであろう。そして、宙で口述される英語が、そのまま正しく格調高い文章となっていた。聴いて、とても心地良い。これは、自分の理論をしっかり確立されていること、また、弁論術的な素養を体得されていることによると思った。

## (2) 社会の統治と人権法

憲法的法律、法理学、人権法の授業を聴講して、社会の成り立ちや統治について学んだ。私の語学と学識の制約から消化できていないが、現時点では次のように理解している。

イギリスは成文憲法のない国である。つまり、社会を統治する基本原理が成文化されていないが、周知のとおり、三権分立と議員内閣制が国の基本的かたちである。

国民主権であるので、議会に主権 (Sovereignty) があり、内閣は議会の信任によって成り立ち、行政を司っている。理論的には議会には主権があるから、何にも制約されることなく、国のニーズと議会の良識に従って法律を制定できるはずである。そして、議院内閣制によって、内閣を統制する。

しかし、現実には国の立法と行政は人権法にかなり制約されている。イギリス

における人権法の重みは、日本人の想像をはるかに超えたものである。しかも、国の人権法（Human Rights Act 1998）以上に、欧州人権条約（European Convention on Human Right）が重い。国内の人権法は、大方、欧州人権条約に整合するように規定されている。それでも、もし、同条約と齟齬する場面が生じたら主権国家として国内の立場を優先していいはずだが、国際法に批准した意味は重く、いろんな局面でイギリスの立法と行政を束縛している。

### （３）人間の尊厳と人権

人間は尊厳を有する。人の尊厳を尊重することは自由と自律性を付与することを意味する。自律性は人間の発展の基礎となる。自律性を付与するとは人権を保障することに他ならない。

しかし、人権は無制限ではない。一方の人権の行使が他者の自律性を損なうことがあるから、他者の人権にも配慮しなければならない。また、個人の人権の行使がコミュニティに利益を損なうことがあるから、コミュニティ全体の福利（＝公益）にも配慮しなければならない。さらに、国家の安全保障も個人の人権保障と相克することがある。

ここから進んで、相克し合う人権、あるいは、人権と他の利益とのバランスをどう取っていくか、誰が取っていくかが問題となる。現実の政治や行政においては、内閣や政府は法律の規定にしたがって、諸人権と他の公益とのバランスを取っていくことになるが、バランスの取り方が適正かどうかチェックする仕組みに議会の特別委員会や議会オンブズマンなどがある。その他、チェックの重要な仕組みに、司法審査がある。議会に主権がありながらも、司法も個々の訴訟における法の解釈を巡って議会を謙抑的に牽制しているのである。

これが、私の理解している社会統治の図式である。

### （４）犯罪者を巡る国家の責任

上述のとおり、人間の自律とコミュニティの福利とのバランスで社会が成り立つのなら、他者の法益とコミュニティの平和を侵害した犯罪者を国家が罰することは正当で妥当なことである。一方で、犯罪者が社会的に排除されたことが犯罪の要因なら、国家は犯罪者の抑圧された人権を改めて保障し、犯罪者の自律性を回復させる責務を負う。

こうして、刑事政策による犯罪者に対する統制と社会政策による犯罪者の包摂がともに、国家の責務として正当性をもつこととなる。

以上、はなはだ青臭い学びであるが、学びの要点である。換言すれば、人権と公益をキーワードにして、正義と責任を考えることに行き着いた。その先は、人

権と公益の中に何を盛るかが問題である。この学びを発展させて、私の司法福祉論の中でこれら内包について考察していくことが、これからしばらくの課題であると考えている。

## 6 生活雑感

大学都市という特殊な環境で客人としてたったの1年間過ごただけなので、イギリス社会の表層をこすっただけである。それでもいくつか感じ入ることがあった。

### (1) まずいご飯と消費税

イギリスのご飯はまずいと専らの評判であるが、私も外食に関しては同感である。かなりの高級レストランでない限り、値段に見合うおいしい料理は供されない。全般にレシピは単純で、味付けは大雑把である。基本的に、イギリス人は美味しい物にどん欲ではない。

しかし、自炊する限り問題はない。通常の食料品には消費税が課されず、まずまずの質の食品が安価で購入できる。種類も豊富だ。逆に、高級品や人のサービスが付加されたものには高い税が加算される。庶民の基本的生活を守ることは、税制の大義なのである。

### (2) カレッジのおいしいご飯とロールズの第二原理

ケンブリッジ大学のカレッジで提供される食事も、大変安価で美味であった。これは各カレッジが良いシェフを抱え、食事に補助金を投入していることによる。おいしい食事といい、美しい庭園といい、カレッジライフは巷とは別世界である。やはり、カレッジで暮らす学生達は選良なのである。一方で、エリート（選良）は受ける特権に見合う社会的責任を果たさなければならない。

法学部の授業「法理学」ではジョン・ロールズの正義論が取り上げられた。特に正義の第二原理が丁寧に講じられていた。第二原理とは、「社会的・経済的不平等は、(a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b) 全員に開かれている地位や職務に付帯すること<sup>3)</sup>」である。

育ちの良さそうな法学部の学生達は、神妙な表情をしてこの原理の説明に聴き入っていた。彼らは公正な入学試験を勝ち抜いた結果カレッジで恵まれた生活をするを許され、最高の知性をもつ教員から上質な教育を授けられている。だからこそ、「その特権に増長することなく、自分に与えられた使命を自覚して謙虚に学び、恩恵をしっかりと社会に還元せよ」と叩き込まれているのである。澄

<sup>3)</sup> ジョン・ロールズ「正義論」、川本隆史他訳、紀伊国屋書店、2010、p84

んだ目をして教員の説明を傾聴する学生達の様子に、間違いなく彼らには選良の社会的責任が刷り込まれていると見た。

### (3) 正義は市井とともにある

イギリスの裁判には陪審制度がある。これは市民の中から無作為に選ばれた陪審員が、裁判官の加わらない評議によって訴訟における事実認定と法の適用を行う制度である。刑事裁判においては被告が有罪かどうか、民事裁判においては当事者の責任の大きさを評決するのである。つまり、お上ではなく市民が、当事者が証拠を巡って争うのを見て、市民の良識に照らし正義を決めるという仕組みである。正義とは与件ではなく、あくまで社会的構成物なのである。陪審制度とは、庶民の知恵によって物事の落としどころを決める制度といえよう。

このことは、頻繁にTV放映されているアガサ・クリスティの推理小説にも通じる。クリスティは今でもイギリスで絶大な人気を保ち、TVドラマ化されて繰り返し放映されている。市井の名探偵のミス・マーブルは未婚の老女であり、ポアロは小国ベルギーの警察を中途退職して開業した私立探偵である。ともに、イギリス社会では周縁人である。それが、研ぎ澄まされた勘と証拠だけを頼りに、捜査の権威であるスコットランドヤード（＝ロンドン警視庁）の刑事にも解けない謎を解明する。事実を明らかにするだけでなく、さらに、犯罪の背景にあるこじれた人間関係も溶き解してくれる。犯人の究明だけが目的ではなく、決まって人情の機微にも目配りし、コミュニティに平和で静かな生活を取り戻してくれるのである。私はそんなクリスティの推理小説が好きで、TVドラマをよく見た。そして、見事な推理と思いやりのある落ちに、温かい気持ちで満たされたものである。

BBCニュースで、「What is right thing to do」という表現をよく耳にする。成文憲法がないことにも表れているが、イギリス人は教条的な原理主義を好まない。慣例や社会規範に準拠しながらも、現実には則して何が正しい（＝right、justではない）のかを絶えず自分たちで選び取って暮らしているのかもしれない。

これには、宗教が影響していると思う。イギリスの国教であるAnglican Churchはカソリックとは決別したがプロテスタントには入り切らず、その中間に位置する。教会も聖書もそれだけでは絶対的な権威にはならず、人間の判断を介在させて初めて行動の基準とされてきた。世の中に絶対正しいものはない。イギリス人は人の社会にとって「良い加減」なもの、人間の現実的な分別が好きなのだと思う。このことは退職された西村裕美教授も言われていた。

#### (4) 元気な技能労働者と弱い中間層

前述のとおり、家主の不在のために、家の維持・管理は自分でやらざるを得なかった。壁の黴、電気配線や換気扇の不具合、電灯の傘の取り替えなどである。イギリスには古い家に手を入れながら永年に渡って使う風習があるので、家のメンテナンスを行う職人さんが育っていると聞く。実際にそう思った。職人さんは日本人のように迅速に動かないので、呼んでもなかなか来てくれないが、一旦来てくれるととても丁寧な仕事をしてくれた。それに、彼らの物腰から自分の職と腕に自信と誇りをもっていることが窺われた。それには、使い捨て文化でないから技能への社会的ニーズがあり、また、技能訓練と職能資格の体系的な制度が整備されているので技能が継承され、職人さんの確かな技能へ正当な評価と処遇がなされているといった社会的背景があるのだろう。

一方で、ホワイトカラーといわれる中間層の人達の仕事には、首をかしげることが少なからずあった。例えば、自治体の職員が税金 (City Tax) の徴収事務を間違えたり、通信業者が料金を二重請求したり、病院の事務員が書類をたらい回したりである。ホワイトカラーの人達については、必ずしも日本におけるような仕事の丁寧さと確実さがあるわけでないと思った。

総じて、イギリスは政治家や大学人等知識層とブルーカラーの技能層が堅固で、中間のホワイトカラー層が弱いと感じた。日本と真逆である。

## 7 おわりに

雑駁であるが、以上が私のイギリス遊学記である。帰国して6ヶ月が過ぎた。私の年齢からして、異国での学びは手遅れの感があるが、だからこそ、学んだことを可能な限り立教大学の学生に還元することが私の務めだと思っている。帰国後6ヶ月が経過して、振り返ると、結局私の授業も学生への指導も以前と何ら変わらないような気がする。恥じるばかりである。

しかし、本稿を執筆することで、また、帰国直後の思いが蘇ってきた。再度新たな気持ちで学生に向かい合いたいと思う。日本がまた元気になるには、何をにおいても教育が大切である。